

蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に  
関する協定

多摩市を甲とし、公益社団法人東京都ペストコントロール協会を乙とし、  
甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び多摩市蚊媒介感染症対策行動計画に基づき、多摩市内（以下「市内」という。）若しくは近隣市で蚊が媒介する感染症（以下「感染症」という。）に感染した患者が発生したとき又は蚊若しくは鳥類から当該感染症の病原体等が検出されたときに必要となる蚊の駆除又は防除（以下「駆除等」という。）の業務等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「平常時」とは、市内又は近隣市で感染症に罹患した者（以下「感染症罹患患者」という。）が発生しておらず、かつ、蚊又は鳥類から感染症の病原体が検出されていないときをいう。

2 この協定において「発生時」とは、市内若しくは近隣市で感染症罹患患者が発生したとき又は蚊若しくは鳥類から感染症の病原体が検出されたときをいう。

(平常時における準備)

第3条 甲は、蚊の発生抑制のための啓発等の対策を実施するために、行動計画をあらかじめ作成するものとする。

2 乙は、発生時に備え、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 甲に対し、発生時に備えた連絡体制のマニュアル、感染症の病原体を保有する蚊の生息状況の調査（以下「生息状況調査」という。）に関するマニュアル及び蚊の駆除等に関するマニュアル（以下これらを「各種マニュアル」という。）を作成するものとする。

(2) 必要に応じ、各種マニュアルに基づき、乙の会員に対する研修等を実施するものとする。

(発生時における体制確保)

第4条 発生時において、甲は、乙に対し、必要な体制の確保を要請するものとする。

2 甲は、乙に対し、感染症罹患患者の発生又は感染症に係る病原体の検出に至る経過について連絡するものとする。

- 3 乙は、甲からの調査又は駆除等の要請に備え、各種マニュアルに基づく対応が行えるよう準備するものとする。
- 4 乙は、この協定に基づく甲からの要請を、乙の会員のみで行うことが困難であると判断したときは、速やかに公益社団法人日本ペストコントロール協会等に対し応援又は協力を要請する等の措置をとるものとする。

(発生時における生息状況調査)

第5条 甲は、生息状況調査を行う必要があると判断した場合には、乙に対し、甲が指定する日時、場所及び方法により生息状況調査の実施を要請するものとする。この場合において甲は、乙と別途委託契約を締結するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する要請を行った場合、乙に対し、生息状況調査に従事可能な人数、使用可能な車両数及び捕集器数等について報告を求めるものとする。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、甲に対し、別記様式1により報告するものとする。
- 4 甲は、検体に係る病原体に関する検査について、病原体の種類の特定期間のその他の必要な対応を行うものとする。

(発生時における蚊の駆除等)

第6条 甲は、蚊の駆除等を行う必要があると判断した場合は、乙に対し、日時、場所及び方法を指定して蚊の駆除等の実施を要請するものとする。この場合において、駆除等に必要の殺虫剤等は、乙が調達するものとする。

- 2 甲は、前項に規定する要請を行った場合、乙に対し、蚊の駆除等に従事可能な人数、使用可能な車両数、殺虫剤等及び殺虫剤等散布機の種類、数量等について報告を求めるものとする。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、甲に対し、別記様式2により報告するものとする。
- 4 甲は、蚊の駆除等の効果を確認するために必要と認めるときは、乙に対し、蚊の駆除等の効果を確認するための調査(以下「駆除等効果確認調査」という。)の実施を要請するものとする。
- 5 甲は、前項に規定する要請を行った場合、乙に対し、駆除等効果確認調査に従事可能な人数、使用可能な車両数及び捕集器数等について報告を求めるものとする。
- 6 乙は、前項の報告を求められたときは、甲に対し、別記様式1により報告するものとする。

7 甲は、乙に対し、第1項又は第4項の要請を行うときは、乙と別途委託契約を締結するものとする。

8 甲は、駆除等効果確認調査により採取された検体に係る病原体に関する検査について、病原体の種類の特定期他の必要な対応を行うものとする。

(発生時における要請方法)

第7条 前3条に規定する甲から乙への要請は、多摩市環境部環境政策課が行うものとする。

2 前項の要請は、甲から乙に対し、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は、必要な要請を口頭又は電話等により行い、その後乙に文書を送付するものとする。

(措置状況等の報告)

第8条 乙は、第5条第1項又は第6条第1項若しくは第4項の規定により甲から要請を受けたときは、当該要請事項について速やかに措置するとともに、その措置状況を別記様式3又は別記様式4により、甲に報告するものとする。ただし、緊急の場合は、必要な事項を口頭又は電話等により行い、その後甲に文書を送付するものとする。

2 乙は、第5条第1項又は第6条第7項に規定する契約に基づく業務の遂行時に事故等が発生したときは、甲に対し、当該事故等の状況及び対応について口頭又は電話等により速やかに連絡をするとともに、文書により報告するものとする。

(技術的助言及び協力)

第9条 甲は、乙に対し、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための蚊の生息状況調査及び駆除等の対策に係る専門的な知識及び技術について、技術的助言及び協力を求めることができる。

(費用負担)

第10条 甲は、乙に対し、第5条第1項又は第6条第7項に規定する契約に基づき、費用を負担するものとする。

2 甲は、第9条で乙が実施した協力事項について、乙が当該協力を要した費用を上限として、必要な費用を負担するものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項で必要がある場合又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

甲及び乙は、この協定書を2通作成し、甲乙両者署名の上、各自その1

通を保有する。

平成29年3月27日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1号  
多摩市

代表者 多摩市長

阿部 裕行

乙 東京都千代田区鍛冶町二丁目9番8号  
公益社団法人 東京都ペストコントロール協会

代表者 会長

玉田 昭男

別記様式 1

年 月 日

多 摩 市 長 殿

公益社団法人東京都ペストコントロール協会 会長

蚊が媒介する感染症の発生時における（生息状況調査・駆除等  
効果確認調査）の要請に係る報告書

蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定第 5 条第  
3 項又は第 6 条第 6 項により、次のとおり報告します。

報告者

連絡先

※期間 年 月 日～ 年 月 日

| 内 容       | 生息状況調査・駆除等効果確認調査（いずれかに○を） |
|-----------|---------------------------|
| 従事可能な人数   | 人                         |
| 使用可能な車両数  | 台                         |
| 使用可能な捕集器数 | 台                         |
| 備 考       |                           |

多 摩 市 長 殿

公益社団法人東京都ペストコントロール協会 会長

蚊が媒介する感染症の発生時における駆除等の要請に係る報告書

蚊が媒介する感染症の発生に備えた蚊の駆除業務等に関する協定第6条第3項により、次のとおり報告します。

報告者

連絡先

※期間 年 月 日～ 年 月 日

|                  |       |      |
|------------------|-------|------|
| 従事可能な人数          |       | 人    |
| 使用可能な車両数         |       | 台    |
| 使用できる<br>殺虫剤等    | 有効成分名 |      |
|                  | 製品名   |      |
|                  | 数 量   | 錠、kg |
| 使用できる<br>殺虫剤等散布機 | 種 類   |      |
|                  | 台 数   | 台    |
| 備 考              |       |      |



